

生活サポート総合補償制度2020年度改定のご案内

生活サポート総合補償制度は、2020年4月1日より掛金と補償内容の改定を実施致します。

改定の目的

生活サポート総合補償制度は、2006年当時、保険法改正という大きな壁を乗り越え、各地の互助会制度を引き継いだ形で誕生した、知的障がい児者・自閉症者の日々の暮らしのサポートに適した画期的な制度です。

年齢にかかわらず、知的障がい児者・自閉症者の方であればご加入いただけ、また既往症も補償できるという特色から会員数が大きく伸び、現在、当協会では4,010名、全国会員は約140,000名に達しました。

一方、会員の高齢化など制度を取り巻く環境の変化もあり、補償制度の利用が拡大し、保険収支の悪化が加速している状況にあります。そこで当補償制度の安定と発展を図るためのサポート協会、AIG損保(株)、ジェイアイシーグループの三者による協議を、約2年にわたり重ねてきました。

そして、2019年5月の全国サポート協会総会において、2020年4月1日より制度改正を実施することが決議されましたので、その内容をお知らせします。

1 2020年度制度掛金の変更

① A・Bプランの掛金の値上げを行います。

	改定前	改定後
Aプラン	17,000円	19,500円
Bプラン	23,000円	25,200円
Cプラン	22,000円	22,000円(改定前と同額)

② 「付き添い介護費用保険金」について、「3時間以上の付添介護」を補償の対象とします。

③ Bプランに、新たに「弁護士費用等補償特約」を付帯します。

④ 「弁護士費用等補償特約」の補償範囲に、新たに「弁護士接見費用※」を含めます。

※「弁護士接見費用」とは、被保険者の逮捕・拘留中に接見(面会)した弁護士に対し支払う費用をいいます。

2 ご加入条件の変更

① 2020年4月1日時点で満65歳以上の場合、新規でBプランに加入頂くことはできません。

② 2021年4月1日時点で満65歳以上の場合、新規・切り替えともに、Bプランに加入頂けません。

なお、②については、2021年2月までにすでにBプランにご加入の場合は、Bプランのままご継続いただけます。

3 改定実施に向けたスケジュール

改定内容の詳細について、「2020年度制度会員継続のご案内」(2020年2月頃に発送予定)にて再度お知らせしますので、必ずご確認ください。